

企業協賛実施要綱

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

1 目的

障害者スポーツの普及振興に協賛する企業及び団体等（以下「企業等」という。）が、公益社団法人山口県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）の事業に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

2 協賛・協賛金

協賛とは、協会の活動に賛同する企業等が、協会が実施する企業等のPR等に必要な費用を協会に支払うことをいい、企業等が支払う費用を協賛金という。

3 協賛の申込等

協賛を申し込む企業等は、協会に対して、企業協賛申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を提出する。

4 協賛企業等の要件

企業等が次の各号に該当する場合は、協賛企業等と認めないものとし、企業等に対しその旨通知する。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に関する活動を目的とする者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (3) 法令又は公序良俗に反する行為を行った者
- (4) その他会長が不相当と判断する者

5 協賛企業等の決定

協会は、申込者からの協賛金の納付を確認後、企業等を協賛企業等として決定し、協賛企業等決定通知書（様式第2号）により通知する。

6 協賛の取消

協会は、協賛企業等が、要件を欠いた場合、又は要件を欠いていることが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛企業等に対して通知するものとする。

また、協賛企業等から、協賛の終了の申出があった場合及び前項の規定により協賛を取り消した場合においては、原則として、協賛金を返金しない。

7 協賛企業等の広報

- (1) 協会は、協賛企業等の名称等について、別表のとおり広報を行うものとする。
- (2) 協賛企業等は、協賛期間中、自らの広報媒体等を活用して、協賛企業等であることを広報することができる。ただし、広報を行う場合は、その内容及び方法について、あらかじめ協会と協議するものとする。
- (3) 協会及び協賛企業等は、広報に当たり必要な素材の提供など、相互に協力して行うものとする。

8 協賛期間

協賛期間は、原則として、協会が企業等を協賛企業等として決定した日の属する月の翌月の初日から1年間とする。

9 協賛金の使途

協会は協賛金を障害者スポーツの普及振興のために使用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

協 賛 金 (年額)	協会が行う協賛企業等の広報
10 万円未満	○協会ホームページにおける紹介
10 万円以上 50 万円未満	○協会ホームページにおける紹介 ○協会ホームページと協賛企業ホームページのリンク ○協会広報紙における紹介 ○主催大会プログラムにおける紹介 ○協会主催行事等における紹介
50 万円以上	○協会ホームページにおける紹介 ○協会ホームページと協賛企業ホームページのリンク (バナー広告) ○協会広報紙における紹介 ○協会主催大会プログラムにおける紹介 ○協会主催行事等における紹介 ○協会主催大会における応援旗 (のぼり旗) の掲揚 ○名称「やまぐちパラスポーツ・サポート企業」使用権の付与

企業協賛申込書

年 月 日

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会
会 長 様

所在地
名 称
代表者

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会の活動に賛同し、下記のとおり協賛を申し込み
ます。

記

1 協賛金額

_____円

2 振込予定日

年 月 日

3 連絡先

所 属		職・氏名	
電 話		F A X	
メール			

4 その他

協賛企業等決定通知書

様

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会
会 長

年 月 日付けでお申込みいただきました企業協賛につきましては、
を協賛企業等として決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 協賛企業等

2 協賛期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他